

IV. 損益計算書に関する注記

1. 当期において固定資産の減損損失を次の通り特別損失に計上した。

1) グルーピングの方法

業務用資産については、本所を共用資産とし、主たる事業利益を占める販売事業の重複事業所及び支所によるグルーピングとしている。また、遊休資産及び賃貸資産については、物件毎に個別の資産グループとしている。

2) 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループ

場 所	用 途	種 類	減損損失
松江市	遊休資産	機械装置その他	610千円
浜田市	賃貸資産	土地その他	2,128千円
益田市	遊休資産	土地建物その他	13,829千円
境港市	遊休資産	土地建物	210千円
出雲市	遊休資産	機械装置その他	1,921千円
隠岐の島町	遊休資産	建物	609千円

3) 減損損失の認識に至った経緯

- 遊休資産については今後の使用見込がなく、かつ土地の時価が減少しているため、これらの資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識している。
- 賃貸資産については回収可能額を算定し、回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。
- 遊休資産の回収可能価額については正味売却価額としている。正味売却価格は路線価による相続税価格に基づいて算定している。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりである。これらには、「地方債」「社債」「金融債」等があります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
非上場外国証券	4,100,000千円	3,425,500千円	△674,500千円	0千円	674,500千円

2) その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	B/S計上額	評価差額	うち益	うち損
地方債	499,711千円	516,608千円	16,896千円	16,896千円	0千円
政府保証債	998,999千円	1,043,173千円	44,173千円	44,173千円	0千円
金融債	8,500千円	8,500千円	0千円	0千円	0千円
社債	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
外国証券	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計	1,507,210千円	1,568,281千円	61,070千円	61,070千円	0千円

上記の有価証券の期末評価に係る時価は次のとおりである。

・ 上場債券、非上場債券

a. 店頭売買参考統計値銘柄

日本証券業協会発表の「公社債店頭売買参考統計値」の「平均値」を価格とする。但し、減損処理の対象となる債券については「最低値」を価格とする。

b. 店頭売買参考統計値銘柄以外の銘柄

(a) 業者から取得した価格とする。

(b)(a)により算出できない場合は、取得原価又は償却原価を価格とする。

2. 期中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

売却額	売却益	売却損
0千円	0千円	0千円

3. 時価のない有価証券（外部出資）の内容は、「5 外部出資」記載のとおりである。

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりである。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
地方債	0千円	0千円	516,608千円	0千円
政府保証債	0千円	0千円	1,043,173千円	0千円
金融債	1,000千円	7,500千円	0千円	0千円
社債	0千円	0千円	0千円	0千円
外国証券	0千円	0千円	0千円	4,100,000千円
合計	1,000千円	7,500千円	1,559,781千円	4,100,000千円

5. 市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券について、「時価が

著しく下落した」と判断する基準は、有価証券の時価が取得原価または償却原価に比べて30%以上下落した場合をいう。

6. 有価証券のうち欧州復興開発銀行400,000千円の期末時価は271,800千円に低下している。期末時価が大幅に下落した要因は30年満期と長期であること及び為替変動等によるものと推測される。欧州復興開発銀行は新BIS規制におけるリスクウエイトも0とされており債権発行体そのものはS&P社はじめ各社の格付けでもAAAとされており、加えて債権は元本保証であることから回収には懸念がないと認められるため減損処理は行っていない。

VI. 退職給付に関する注記

1. (簡便法を適用する場合)

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（及び年金資金の見込額）に基づき、必要額を計上している。また、退職給付債務等の内容は以下のとおりである。

1) 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度

2) 退職給付債務及びその内訳	
1 退職給付債務	2,427,358千円
2 退職給付引当金	2,427,358千円

3) 退職給付費用の内訳

1 通常の退職給付費用	158,608千円
-------------	-----------

4) 退職給付債務等の計算基礎は、期末における職員の自己都合による要支給額となっている。

2. 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担20,498千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は486,653千円となっている。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりである。

	H19年3月31日現在	H20年3月31日現在
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	301,099千円	258,658千円
貸倒引当金損算入限度超過額	246千円	8,206千円
賞与引当金	20,386千円	37,034千円
退職給付引当金損算入限度超過額	773,704千円	754,908千円
減価償却限度超過額	49,213千円	49,213千円
その他	7千円	27千円
繰延税金資産小計	1,144,655千円	1,108,046千円
評価性引当額	-1,144,655千円	-1,108,046千円
繰延税金資産合計	0千円	0千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差益	4,508千円	18,992千円
繰延税金負債の純額	4,508千円	18,992千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりである。

尚、平成18年度は連合会の包括承継により記載しておりません。

	H20年3月31日
法定実効税率	31.1%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	2.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-2.9%
住民税均等割等	7.3%
評価性引当金	-29.5%
その他	-1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.3%